

古賀市バスケットボール協会ジュニア部規約

- 名称 古賀市バスケットボール協会ジュニア部とする。
- 目的 古賀市バスケットボール協会ジュニア部はバスケットボール競技の発展と健全なる児童の育成を図るとともに、特殊に環境にある古賀市内の総理解と環境健全化を目的として設置するものとする。
- 組織 古賀市内において活動している小学生のチームを持って組織する。
- 事業 古賀市チャレンジカップ 10月
古賀市お別れ大会 3月
その他ジュニア部の目的を達成するために必要な事業
- 役員
- ① ジュニア部長 古賀市バスケットボール協会の総会、及び古賀市体育協会会議へジュニア部代表として参加していただきます。
 - ② 理事 各チーム男女保護者代表と監督等の指導者それぞれ1名を選出していただきます。
(古賀市では指導年数によるハンデを取り除くため、毎年替わる保護者代表にも理事になっていただき、遠慮のない意見交換を図ります。)
- 会議 年1回の総会及び事業運営に必要な会議。
- 会計 古賀市バスケットボール協会規約第7章 会計に順ずる。
- 厳守規定
- ① 古賀市バスケットボール協会ジュニア部に加入したチームは協会主催の事業に積極的に参加し、運営に協力しなければならない。
 - ② 日本ミニバスケットボール連盟規約を守るため、各チームの児童勧誘範囲を次の様に定め、各チームとも厳守する。

青柳クラブ	青柳小	小野小		
古賀TV	古賀西小	花鶴小	花見小	
古賀ブレイス	古賀東小	千鳥小	舞の里小	

尚、すでに登録されている児童については、引き続き現在の所属チームで活動をする。
 - ③ なんらかの事情により、取り決めエリア外よりの入部および所属チームの移籍を希望される児童の受入れについては特定の用紙に記入し、チーム間の了解を得て行うものとする。
 - ④ 行政区が異なる児童の受入れは原則行わないものとする。
- 罰則規定
- 上記に定める規約に違反したチームについては、チームの責任者及び指導者が責任を負うものとし、次の罰則を定める。
- ① 罰則の内容については、役員会で十分な事実確認と協議を行い厳しい内容の処分を決定する。

その他	<p>古賀市のミニバスケットボールチームは粕屋郡ミニバスケットボール連盟への加盟と古賀市体育協会加入という他の地域にはない特殊な環境下にあります。また、独立行政区でありながら粕屋地区との連合、福津市への合併打診など難しい事柄が起こりうる可能性も多々あります。</p> <p>古賀市バスケットボール協会ジュニア部は、これらの状況の中、社会体育としての活動を円滑に行うため、また様々な事情があっても子供達が中学校、高校でも同じ古賀市内の仲間として仲良くバスケットボール競技を続けて行くことが出来るように作られた規約です。</p> <p>チーム代表者や指導者、保護者の方々にもご理解いただき、古賀市バスケットボール協会ジュニア部の活動にご支援、ご協力をお願いいたします。</p>
改訂	<ul style="list-style-type: none"> ① 行政による区画整理、また合併等が行われる際は、規約の見直しを行う。 ② 登録チームの増減により改訂の必要性がある場合には見直しを行う。 ③ その他、必要事項があれば、見直しを行う。
施行	<p>この規約は平成21年4月より施行する。</p>

古賀市バスケットボール協会
ジュニア部 殿

在籍選手移動届け

下記の選手は諸事情により、所属するチームを移動いたします。

移 動 日		年		月		
選 手 指 名				保 護 者		
小 学 校 名				学 年		
移 動 前 の 所 属				了 解 印		
移 動 後 の 所 属				了 解 印		
移 動 理 由						

【備考】

この届け用紙は「古賀市バスケットボール協会ジュニア部規約」の厳守事項に基づくものです。
古賀市バスケットボール協会ジュニア部規約をよくご覧の上、各チームの代表または指導者の方が
ご記入の上、提出してください。
提出された書類は古賀市バスケットボール協会事務局でお預かします。
尚、各チームへは用紙のコピーをお渡しします。